

町有財産売払公告

町有財産（立木）の売払いについて、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び川崎町財務規則第91条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月20日

川崎町長 小山 修作



1 条件付一般競争入札に付する物件

以下の立木を入札に付し、売払います。

(1) 物件種目

川崎町大字前川

物件所在地	伐採方法	面積 (ha)	林齢	樹種	本数 (本)	材積 (m ³)	搬出期間
松葉森山1-47	皆伐	4.02	63	雑木	4,824	590.94	契約日から 1年間

※林齢は森林簿に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おきください。

(2) 入札保証金：免除

(3) 契約保証金：免除

(4) 最低売却価格：金460,000円

2 入札参加の資格

宮城県内で木材（素材、製材、特殊用材（集成材等）、木材チップ等）の生産又は販売を業とする者としします。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、入札に参加することができません。

(1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 入札参加者の住所地又は法人の所在地で市町村税の滞納がある者。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員と認められた者。また、これら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者。

3 入札参加の申請等

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

① 一般競争入札参加申込書（様式第1号）

② 市町村税に未納がないことを証する書面

法人一前年度の法人税納税証明書及び前年度の法人町民税納税証明書

個人一前年度の所得税納税証明書及び前年度の町県民税納税証明書

※納税証明とは、納税額及び完納を証明する書類とする。

③ 身分証明書 ※法人の場合は法人登記簿謄本

(2) 受付期間及び提出場所等

① 受付期間：令和3年4月20日（火）から令和3年5月14日（金）まで

② 受付時間：午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

③ 提出先：〒989-1592 川崎町大字前川字裏丁 175-1

川崎町役場行政庁舎 2階総務課

④ 提出部数：正本1部を持参ください。（郵送不可）

※川崎町の公式ホームページよりダウンロード可能です。

トップページ内の「注目情報」をご覧ください。

URL <http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/>

〔ダウンロードによる入手ができない場合は、川崎町役場行政庁舎 2階総務課にお越し下さい。〕

4 売払い案内に関する質問

売払い案内等について質問がある場合は、町有地売払いに対する質問・回答書（様式5号）により持参、郵送又はFAXで総務課に提出してください。

(1) 質問の受付期間及び時間

令和3年4月22日（木）から令和3年5月11日（火）まで

（時間帯などの条件は上記「3(2)の①、②ただし書き」に同じ）

(2) 質問回答書の期日：令和3年5月12日（水）を目安に回答します。

5 契約条件を示す場所及び日時（現場説明の場所及び日時）

場 所 川崎町山村開発センター 2階研修室

日 時 令和3年4月28日（水）午前10時

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時：令和3年5月19日（水）午前9時30分から

(2) 場 所：川崎町山村開発センター 2階 研修室

7 入札の失格、無効等

(1) 入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の

記載をした者のした入札は失格又は無効とし、失格、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

(2) 落札候補者が入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、効力を失います。

(3) 契約締結後において、(1)又は(2)により入札が無効となることが明らかになった場合は、川崎町の指示に従わなければなりません。

8 入札の方法

(1) 入札参加資格者は、入札参加申込受付書を当日持参し、入札担当者の確認を受けてください。

(2) 郵送や電送による入札は認めません。

(3) 入札に際し、入札関係者以外の立ち合いは特別の理由がある場合を除き認めません。

(4) 代理人をもって入札をする者は、入札の前に入札に関する委任状を提出しなければなりません。

(5) 入札書の記入には、必ず黒色のボールペン又はインクを使用し、入札者の氏名を表記し、入札執行者が指示する時刻までに入札箱に投函しなければなりません。

(6) 次の場合は入札が無効となります。

①入札に参加する資格のない者のした入札

②入札者が入札に際して不正な行為をしたとき

③他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき

④同一事項の入札について、2通以上の入札書を投じた場合

⑤入札書に記名・押印がないとき、その他必要な事項を確認できないとき

⑥金額を訂正した入札書

⑦金額を訂正し、訂正印のない入札書

⑧最低売却価格を下回る金額での入札

9 入札の辞退

(1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

(2) 入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出てください。

① 入札執行にあつては、入札辞退届を入札執行担当課長等に直接持参し又は、書留郵便（入札執行の前日までに到着するものに限る。）により提出してください。

② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出してください。

10 入札の延期等

(1) 入札前において、天災事変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(2) 入札参加者が不穩の行動を示す等入札を公正に執行することができないと認められるときも前項と同様とします。

11 開 札

- (1) 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者立合で行います。
- (2) 入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札は有効として取扱われますが、再度入札を行うこととなった場合には、入札参加者は、再度入札を辞退したものとして扱います。
- (3) 入札金額の読上げについては、失格及び無効以外の最高入札金額のみについて行います。

12 落札者の決定方法

最低売却価格以上の価格をもって有効な入札をしたもののうち、最も高い者を落札者とします。

落札者を決定したときは、その結果を直ちに川崎町役場1階の掲示板に公表するとともに、当該落札候補者に落札決定した旨を通知します。

なお、落札となるべき最も高い入札をした者が2者以上ある時は、入札価格が高い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、くじ引きにより落札候補者を決定します。

13 売却代金

- (1) 落札者は、契約締結後と同時に発行する納入通知書により令和3年6月30日（水）までに売却代金を一括して納入してください。
- (2) 落札者が売却代金を納付期限までに納付しない場合は、その権利を失います。

14 その他入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

川崎町暴力団等排除措置要綱（平20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできません。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなします。

- (1) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第11号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認め

られる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

15 その他

契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

16 担当課 〒989-1592

宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏丁 175-1

川崎町役場 総務課 TEL 0224-84-2111(内 1213)、FAX 0224-84-6789

【落札者決定までの主な流れ】

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札公告	令和3年4月20日(火)	役場1階及び外の掲示板、町公式ホームページ
入札参加申請	令和3年4月20日(火) から 令和3年5月14日(金) まで	川崎町大字前川字裏丁 175-1 役場 2階 総務課
質問の受付	令和3年4月22日(木) から 令和3年5月11日(火) まで	川崎町大字前川字裏丁 175-1 役場 総務課
質問の回答	令和3年5月12日(水) を目 安	ファクシミリ施行
入札執行日	令和3年5月19日(水) 午前10時から	川崎町大字前川字裏丁 175-1 山村開発センター 2階 研修室
入札結果の公表	落札者決定した日に掲示板への 公表と選定者への通知	川崎町大字前川字裏丁 175-1 役場 1階 掲示板 川崎町公式ホームページ掲載
売却代金の納期限	令和3年6月30日(水)	—